

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

代表取締役社長CEO 尾 山 基

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成25年6月20日（木曜日）午後5時40分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、44頁から45頁までの「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町7丁目1番1
当社1階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第59期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asics.co.jp/>) に掲載しておりますのでご覧ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asics.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国および新興国の一部で景気を持ち直しの動きが見られたものの、欧州の政府債務危機の長期化など、先行き不透明な状況が続きました。日本経済は、輸出の減少やデフレの影響などにより、厳しい状況で推移しましたが、政権交代以降の経済政策への期待感などを背景に、景気回復の兆しが見られました。

スポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりやランニングブームを背景に、堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「アシックス・グロース・プラン (AGP) 2015」に基づき、引き続きグローバルレベルでの事業の強化・拡大を図りました。高機能ランニングシューズのグローバルモデル「GEL-NIMBUS 14」、「GT-2000」の市場投入やランニングウェアの拡充、また、ベースボール事業をアシックスブランドに統一し、高機能製品を展開するなど、製品力の強化に努めました。

マーケティング面におきましては、タイトルスポンサーを務めたロサンゼルスをはじめ、世界各地のマラソン大会への協賛、ロンドンで開催された第30回オリンピック競技大会における各種競技の各国代表選手への当社製品の提供、フランス陸上競技連盟とのオフィシャルサプライヤー契約など、ブランド価値および企業イメージの向上に努めました。

販売面におきましては、南アジアおよび東南アジアでの売上拡大のため、インドおよびシンガポールにマーケティングサポート会社を設立するとともに、ロンドン、バルセロナ、神戸、ストックホルムにアシックスブランドの旗艦店、東京にオニツカタイガーブランドおよびホグロフスブランドの旗艦店をそれぞれオープンするなど、売上拡大に努めました。

新規ビジネスといたしましては、介護予防を目的に、歩きやすさを追求したシューズ「ライフウォーカー」を発売し、高齢者の運動を通じた健康維持につながる分野の事業を展開しました。

これらの企業活動が評価され、インターブランド社が発表した「Japan's Best Global Brands 2013」において、当社は、18位に選ばれております。

この他、「A Bright Tomorrow Through Sport (ブライ トゥモロー スルー スポーツ) あしたへ、スポーツとともに」として、東日本大震災で被災した子どもたちを対象とし、ベースボールイベントの開催やミニバスケットボールチームの神戸への招待など継続的な支援活動を行いました。

なお、当社グループは、国内の組織再編として、吸収分割および吸収合併により、平成25年1月1日付で、世界本社機能と日本事業を分離し、当社における日本事業をアシックスジャパン株式会社およびアシックス販売株式会社に移管いたしました。

また、国内の販売子会社7社と当社の東京支社および関西支社のエリアスポーツ販売部門、エリアチェーンスポーツ販売部門の地域販売部門をアシックス販売株式会社に整理統合いたしました。

この再編により、当社は、世界本社として、グローバル市場の動向を見据えた経営管理と競争力の源泉である商品開発力の強化を、アシックスジャパン株式会社およびアシックス販売株式会社は、日本事業のマーケティング・販売機能の強化・拡大をそれぞれ図ってまいります。

当連結会計年度における売上高は260,198百万円と前年同期比5.0%の増収でした。このうち国内売上高は、主にランニングシューズが好調であったものの、アシックスブランドへの統一の影響によるベースボールウェア・用具類の低調などにより、94,060百万円と前年同期比1.7%の増収でした。海外売上高は、米州および欧州などでランニングシューズが好調に推移したことにより166,138百万円と前年同期比7.0%の増収でした。

売上総利益は主として売上高が増加したことにより113,838百万円と前年同期比5.8%の増益でした。販売費及び一般管理費は、主に人件費が増加したことに加え、韓国子会社において最終消費者への販売価格で売上高を計上したことに伴い販売代理店に支払うコミッションを支払手数料として計上したことにより95,174百万円と前年同期比8.3%増加し、営業利益は18,663百万円と前年同期比4.9%の減益でした。経常利益は、前年同期間は為替差損を計上しましたが、当連結会計年度は為替差益を計上したことなどにより20,526百万円と前年同期比4.2%の増益でした。当期純利益は移転価格税制に基づく法人税等追徴税の還付金および還付加算金の計上により13,773百万円と前年同期比9.2%の増益でした。

セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においては当社が、海外においては米州、欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域をアシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.、その他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、当社グループは、国内の組織再編として、吸収分割および吸収合併により、平成25年1月1日付で、世界本社機能と日本事業を分離し、当社における日本事業をアシックスジャパン株式会社およびアシックス販売株式会社に移管いたしました。これにより従来「日本地域」に含まれていた当社および国内製造子会社の業績を調整額に移行させることで、「日本地域」には日本事業のマーケティング・販売機能の業績のみを反映させ、セグメント情報の有用性をさらに高めることといたしました。この組織再編に伴い、取締役会に報告する区分の見直しを行ったため、報告セグメントを上記のとおりに変更することといたしました。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を販売しており、「その他事業」は、「ホグロフス」ブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、日本地域においてセグメント区分を変更していますが、前連結会計年度について変更後の区分方法による作成が困難なため、比較を行っておりません。

[日本地域]

日本地域におきましては、売上高は114,456百万円となりました。

[米州地域]

米州地域におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は67,079百万円（前年同期間比13.7%増、前年度の為替換算レートを適用した場合13.2%増）となりました。

[欧州地域]

欧州地域におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は61,835百万円（前年同期間比1.3%増、前年度の為替換算レートを適用した場合8.9%増）でした。

[オセアニア地域]

オセアニア地域におきましては、オーストラリアでランニングシューズが好調であったことに加え、東南アジアへの売上高が日本地域より移管されたことにより、売上高は11,762百万円（前年同期間比14.5%増、前年度の為替換算レートを適用した場合14.7%増）となりました。

[東アジア地域]

東アジア地域におきましては、韓国子会社において、ランニングシューズなどが不調であったものの最終消費者への販売価格で売上高を計上したことにより、売上高は17,455百万円（前年同期間比31.3%増、前年度の為替換算レートを適用した場合32.1%増）となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、ホグロフスブランドのアウトドアウェアなどが堅調であったため、売上高は8,200百万円（前年同期間比6.4%増、前年度の為替換算レートを適用した場合10.2%増）となりました。

報告セグメント別売上高

	日本地域 (百万円)	米州地域 (百万円)	欧州地域 (百万円)	オセアニア 地域 (百万円)	東アジア 地域 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客への 売上高	93,659	67,079	61,835	11,762	17,448	8,200	259,985	213	260,198
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20,797	0	—	—	7	—	20,805	(20,805)	—
計	114,456	67,079	61,835	11,762	17,455	8,200	280,790	(20,591)	260,198
増減率	—	13.7%	1.3%	14.5%	31.3%	6.4%	—	—	5.0%

製品および商品等分類別の状況

[スポーツシューズ類]

ランニングシューズが好調であったため、売上高は192,728百万円（前年同期間比5.4%増）となりました。

[スポーツウエア類]

国内ではアシックスブランドへの統一の影響によりベースボールウエアが低調でしたが、海外につきましてはランニングウエアが好調であったため、売上高は49,460百万円（前年同期間比5.6%増）となりました。

[スポーツ用具類]

国内でアシックスブランドへの統一の影響によりベースボール用具類が低調であったため、売上高は18,010百万円（前年同期間比0.8%減）となりました。

分類別売上高

分	類	売上高	増減率	構成比
スポーツシューズ類	国内	52,912 百万円	6.0%	20.3%
	海外	139,815	5.2	53.8
	計	192,728	5.4	74.1
スポーツウエア類	国内	28,090	△1.8	10.8
	海外	21,369	17.3	8.2
	計	49,460	5.6	19.0
スポーツ用具類	国内	13,056	△6.1	5.0
	海外	4,953	16.9	1.9
	計	18,010	△0.8	6.9
合計	国内	94,060	1.7	36.1
	海外	166,138	7.0	63.9
	計	260,198	5.0	100

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,781百万円（前年同期間比13.7%増）となりました。このうち主なものは、アシックスジャパン株式会社新社屋の建設代金の一部およびヨーロッパの小売店等の新規出店にかかる備品等の代金であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、グローバル化が進展する経営環境に即応して持続的に成長する戦略「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」に基づき、2015年度には連結売上高4,000億円を目指し、次の課題に取り組んでおります。

① グローバルフォーカスチャネル：自主管理売場

- (i) 自主管理売場の拡大を加速し、お客様へ直接販売する機会を増加する。
- (ii) 自主管理売場における商品MDと、製品企画を連動させる仕組みを確立する。

② グローバルフォーカスプロダクト：アパレル

- (i) グローバルでのアパレル売上拡大・収益性向上のため、グローバル開發生産組織を構築する。
- (ii) 世界の各地域において、短納期で的確に製品を提供する。

③ グローバルフォーカスカテゴリー

- (i) ランニングは、コア事業として、更なる拡大を目指す。
- (ii) アスレチックスポーツは、アシックスの原点であるカテゴリーとして更なる技術革新を追求し、最高の競技パフォーマンスを可能にする製品を創出する。
- (iii) オニツカタイガーは、スポーツにおける技術資産、ブランド資産を活用し、先鋭的で洗練されたスタイルを提案する。

④ グローバルチャレンジカテゴリー

- (i) アウトドアは、「ホグロフス」ブランド、およびアシックスのアウトドア製品により、グループ全体のアウトドア事業をグローバルで拡大する。
- (ii) レザーシューズは、グローバル展開の可能性を検証し、拡大の基盤を作る。
- (iii) 新規ビジネスとして、スポーツにおける技術資産を活用し、人々の生活の質を高めるなど、生活に貢献できる以下のような製品・サービスを継続的に創出し、次世代のグローバル事業として発展させる。
 - － 高齢化社会において、健康維持や介護など生活に貢献できる分野
 - － 子どもたちの健全な育成につながる分野
 - － 障害者も健常者も分け隔てなく参加できるスポーツに関わる分野
 - － 地球環境保全、温暖化対応に貢献できる分野

⑤ 経営基盤の強化

- (i) お客様を起点としたITプラットフォームを強化する。
- (ii) グローバル・各地域ともにプロフェッショナル人材の育成・採用を強化する。
- (iii) 全地域、全部門一体となって、CSRに取り組むとともに、内部統制を基盤としたコーポレートガバナンスを強化する。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第56期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第57期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	第58期 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	第59期 (当連結会計年度) (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
売 上 高 ^(百万円)	224,395	235,349	247,792	260,198
営 業 利 益 ^(百万円)	17,582	21,573	19,628	18,663
経 常 利 益 ^(百万円)	18,230	19,467	19,702	20,526
当 期 純 利 益 ^(百万円)	8,326	11,046	12,617	13,773
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 43 90	円 銭 58 26	円 銭 66 55	円 銭 72 65
総 資 産 ^(百万円)	184,774	200,790	212,343	244,725
純 資 産 ^(百万円)	109,663	106,369	115,315	138,078
1 株 当 たり 純 資 産	円 銭 525 58	円 銭 524 91	円 銭 569 39	円 銭 685 10

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末現在の発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は自己株式控除後の株式数をもとに算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社グループは、当社および子会社51社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名		資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
1	アシックスジャパン株式会社	90百万円	100%	スポーツ用品等の販売および日本の子会社の統括
2	アシックス販売株式会社	79百万円	※100	スポーツ用品等の販売
3	山陰アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツシューズ等の製造
4	アシックスアパレル工業株式会社	94百万円	100	スポーツウエア等の製造
5	アシックス商事株式会社	3,112百万円	※57.2	シューズ製品の製造および販売ならびに物資の販売および輸出入
6	アシックスアメリカコーポレーション	123,000千米ドル	100	スポーツ用品等の販売および米州の子会社の統括
7	アシックスブラジル ジストゥリブ イゾン イ コメルシオ ディ アルチーゴス エスボルチーボス リミターダ	94,938千レアル	※100	スポーツ用品等の販売
8	アシックスヨーロッパ B.V.	45,020千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社の統括
9	アシックスフランス S.A.S	6,006千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
10	アシックスイタリア S.p.A.	5,200千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
11	アシックスドイチュラント GmbH	2,000千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
12	アシックスUKリミテッド	2,000千ポンド	※100	スポーツ用品等の販売
13	アシックススカンジナビア AS	10,000千ノルウェー クローネ	※100	スポーツ用品等の販売
14	アシックスオセアニア PTY. LTD.	2,000千豪ドル	100	スポーツ用品等の販売
15	アシックスコリアコーポレーション	9,759百万ウォン	68.0	スポーツ用品等の販売
16	ホグロフスホールディング AB	3,000千スウェーデン クローナ	100	アウトドア用品の製造および販売

- (注) 1. ※印の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。
2. 当事業年度より、アシックスジャパン株式会社を重要な子会社として新たに記載しております。同社は、平成24年9月3日付で、日本事業（マーケティング・販売機能）を強化・拡大するため設立したものであります。同社は、平成25年1月1日付で、会社分割（吸収分割）により、当社の日本事業の一部を承継いたしました。
3. アシックス販売株式会社は、平成25年1月1日付で、当社の100%子会社であるアシックス北海道販売株式会社、アシックス東北販売株式会社、アシックス関越販売株式会社、アシックス中部販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社およびアシックス九州販売株式会社を吸収合併し、商号をアシックススポーツ販売株式会社より変更いたしました。また、同社は、同日付で、会社分割（吸収分割）により、当社の日本事業の一部を承継いたしました。同合併および同会社分割後の資本金および当社の出資比率に変更はありません。
4. アシックスブラジル ジストゥリブイゾン イ コメルシオ ディ アルチーゴス エスボルチーボスリミターダ（前期末の資本金33,811千レアル）は、平成24年9月5日付で増資いたしました。
5. アシックスイタリア S.p.A.（前期末の出資比率90%）は、平成25年2月15日付で、アシックスヨーロッパ B.V. が同社株式を追加取得したことにより、アシックスヨーロッパ B.V. の100%子会社となりました。
6. 当事業年度より、アシックススカンジナビア AS を重要な子会社として新たに記載しております。

(7) 主要な事業内容

各種スポーツ用品等の製造および販売

スポーツシューズ類	ランニングシューズ、陸上競技・マラソン・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ベースボール・テニス等の各種競技用シューズ、ウォーキングシューズ、スクールスポーツシューズ、スポーツスタイルシューズ、ジュニアシューズ、キッズシューズ等
スポーツウエア類	トレーニングウエア、アスレチックウエア、スクールスポーツウエア、ベースボールウエア、スイムウエア、スポーツスタイルウエア、アウトドアウエア等
スポーツ用具類	ベースボール・グラウンドゴルフ・パークゴルフ等の各種用具、スポーツバッグ、スポーツネット、サポーター、陸上競技用機器等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市

- (注) 1. 平成25年1月1日付の会社分割に伴い、東京支社および関西支社を廃止し、アシックスジャパン株式会社およびアシックス販売株式会社に支社機能を移管いたしました。
2. 広州事務所は、平成25年1月1日付で、広州亞瑟士鞋業技術有限公司に業務を移管いたしました。

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
アシックスジャパン株式会社	兵庫県神戸市
アシックス販売株式会社	東京都墨田区
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	宮崎県都城市
アシックス商事株式会社	兵庫県神戸市
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスブラジル ジストゥリプイソ イ コメルシオ ディ アルチーゴス エスボルチーボス リミターダ	ブラジル
アシックスヨーロッパ B.V.	オランダ
アシックスフランス S.A.S	フランス
アシックスイタリア S.p.A.	イタリア
アシックスドイツェラント GmbH	ドイツ
アシックス UK リミテッド	イギリス
アシックススカンジナビア AS	ノルウェー
アシックスオセアニア PTY. LTD.	オーストラリア
アシックスコリアコーポレーション	韓国
ホグロフスホールディング AB	スウェーデン

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
日 本 地 域	2,043名 [1,356名]	—
米 州 地 域	604名 [125名]	60名増 [17名減]
欧 州 地 域	906名 [154名]	57名減 [25名増]
オセアニア地域	97名 [25名]	12名減 [2名増]
東 ア ジ ア 地 域	371名 [37名]	30名増 [7名増]
そ の 他 事 業	157名 [43名]	20名増 [12名増]
全 社 (共 通) 等	1,759名 [299名]	—
合 計	5,937名 [2,039名]	31名増 [264名増]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. グループ内組織再編により、日本地域と全社機能を区分しておりますが、前連結会計年度の人員数に関して、変更後の区分による人員数を収集していないため、増減数は省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,345 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	3,548
BANCORPSOUTH BANK	2,392

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 790,000,000株
(2) 発行済株式の総数 199,962,991株 (うち自己株式 10,373,487株)
(3) 株主数 12,287名 (前期末比 687名減)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,024 千株	4.2 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,858	4.1
株式会社三井住友銀行	6,607	3.5
日本生命保険相互会社	6,309	3.3
株式会社みずほコーポレート銀行	5,568	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,345	2.8
メロンバンク エヌエーアズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	4,625	2.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	4,320	2.3
株式会社みなと銀行	4,208	2.2
サジヤツブ	3,063	1.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。
2. 当社は、自己株式10,373千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は4,843千株であります。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は3,891千株であります。

5. 大量保有報告書および同変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

平成24年7月31日現在(報告日：平成24年8月3日)

氏名又は名称 (共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
テンブルトン・インベストメント・カ운セル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	4,232	2.12
フランクリン・テンブルトン・インベストメント (アジア) リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)	3,445	1.72
フランクリン・テンブルトン・インベストメント・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)	1,771	0.89
テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)	624	0.31

平成24年10月15日現在(報告日：平成24年10月19日)

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー (Lazard Asset Management LLC)	12,247	6.12

平成25年3月15日現在(報告日：平成25年3月22日)

氏名又は名称 (共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	6,301	3.15
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	516	0.26
日興アセットマネジメント株式会社	6,493	3.25

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
和田 清美	取締役会長	アシックス商事株式会社取締役（社外）
尾山 基	代表取締役社長CEO	世界スポーツ用品工業連盟会長
池崎 俊郎	取締役常務執行役員 管掌：グローバルフットウェア統括部、グローバルアパレル・エクイップメント統括部、スポーツ工学研究所	
佐野 俊之	取締役常務執行役員・グローバル法務・コンプライアンス統括部長 管掌：グローバル法務・コンプライアンス統括部、グローバル経理財務統括部	
松尾 和人	取締役常務執行役員	アシックスジャパン株式会社代表取締役社長
橋本 幸亮	取締役執行役員・経営企画室長兼グローバル管理統括部長 管掌：経営企画室、グローバル管理統括部	
土方 政雄	取締役執行役員	アシックスジャパン株式会社常務取締役
加藤 克巳	取締役執行役員・グローバルセールス・マーケティング統括部長 管掌：グローバルセールス・マーケティング統括部、グローバルプロダクトマーケティング統括室、グローバルSCM推進室、アジア・パシフィック統括室	
梶原 健司	取締役（社外）	
瀨岡 峰也	取締役（社外）	弁護士（清和法律事務所） 阪神電気鉄道株式会社監査役（社外） 日本電気硝子株式会社監査役（社外）
石塚 達信	常勤監査役	
田中 秀明	常勤監査役（社外）	
三原 秀章	監査役（社外）	公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所）
宮川 圭治	監査役（社外）	リンカーン・インターナショナル株式会社会長

- (注) 1. 取締役会長 和田清美氏は、アシックス商事株式会社社の社外取締役を兼職しております。当社は同社とスポーツシューズおよび靴用資材の取引関係があり、同社は第三者との間で当社の営業の部類に属する取引を行っております。
2. 監査役 三原秀章氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 土方政雄、加藤克巳の両氏および監査役 石塚達信、宮川圭治の両氏は、平成24年6月22日開催の第58回定時株主総会において選任され同日就任したものであります。

4. 平成25年4月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当
佐野俊之	取締役常務執行役員 管掌：グローバル法務・コンプライアンス統括部、グローバル経理財務統括部
橋本幸亮	取締役常務執行役員・経営企画室長兼グローバル管理統括部長 管掌：経営企画室、グローバル管理統括部、グローバルIT統括部、スポーツ工学研究所
和田清美	取締役相談役
池崎俊郎	取締役

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		定額報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	247 百万円	219 百万円	28 百万円	8 名
社外取締役	13	12	1	2 名
監査役 (社外監査役を除く。)	22	22	-	3 名
社外監査役	30	30	-	4 名

- (注) 1. 支給人員には、平成24年6月22日開催の第58回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名（うち社外監査役1名）が含まれております。
2. 当社は、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末現在、制度廃止までの期間の役員退職慰労金相当額の残高は次のとおりであります。
- 取締役3名 74百万円

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額4億5,000万円以内）の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた定額報酬（基本報酬・職務報酬）と業績に応じた業績連動報酬を決定しております。

・監査役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額8,000万円以内）の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性

氏名	役員区分	出席回数／ 開催回数 (出席率)	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
梶原健司	取締役	取締役会 13回／14回 (92.9%)	金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、企業財務面および企業経営面で適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬および当社買収防衛策に基づく独立委員会委員としての報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 したがって、社外取締役としての独立性について問題はないと判断しております。
瀧岡峰也	取締役	取締役会 14回／14回 (100%)	弁護士としての専門的見地および企業法務に関する豊富な経験から、適切な意見を述べております。同氏は、直接会社経営に与与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を取締役会において適切に遂行されております。 また、同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社は、同氏が所属する清和法律事務所の他の弁護士との間で顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は、当社への経済的依存が生じるほどではなく、また、同氏は、阪神電気鉄道株式会社および日本電気硝子株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、両社と当社との間には特別の関係はありません。 したがって、社外取締役としての独立性について問題はないと判断しております。
田中秀明	常勤監査役	取締役会 13回／14回 (92.9%)	国際金融の専門的見地から、企業財務面および企業経営面で適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また、同氏は、当社の主要な取引金融機関の一つである株式会社三井住友銀行に勤務していましたが、同行を退行してから10年以上が経過しております。 したがって、社外監査役としての独立性について問題はないと判断しております。
		監査役会 13回／13回 (100%)	
三原秀章	監査役	取締役会 14回／14回 (100%)	公認会計士および税理士としての専門的見地から、企業財務面および会計面で適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬および当社買収防衛策に基づく独立委員会委員としての報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また、同氏は、公認会計士三原秀章事務所を経営されておりますが、同事務所と当社との間には、特別の関係はありません。 したがって、社外監査役としての独立性について問題はないと判断しております。
		監査役会 13回／13回 (100%)	
宮川圭治	監査役	取締役会 11回／11回 (100%)	金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、社外監査役として企業財務面および企業経営面で適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。同氏は、リンカーン・インターナショナル株式会社の会長を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。 したがって、社外監査役としての独立性について問題はないと判断しております。
		監査役会 9回／10回 (90%)	

- (注) 1. 監査役 宮川圭治氏は、平成24年6月22日開催の第58回定時株主総会において就任したため、同日以降に開催された取締役会および監査役会の出席回数および開催回数を記載しております。
2. 取締役 梶原健司、瀧岡峰也の両氏および監査役 田中秀明、三原秀章、宮川圭治の3氏については、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各社外監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	77 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準に関する助言業務等」を委託しております。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.ほか9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの内部統制システム構築の基本方針については以下のように定めております。

① 企業活動の基本方針

当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかしー”Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology」スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行う。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックス行動規範」を制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」および「アシックス行動規範」の徹底を図るため、コンプライアンス担当部署を置き、同部署がコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査役と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。

当社グループを対象としたコンプライアンス相談窓口を置き、役員および使用人が「アシックスCSR方針」および「アシックス行動規範」を逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の連絡・相談を直接、専用メール、電話、手紙で受け付け、事態の迅速な把握および是正を行う。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行わないこととする。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役および各業務担当取締役に業務執行を行わせる。

代表取締役および各業務担当取締役は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門の具体的目標を設定し、月次、半期毎の業績管理を行う。

「取締役会」は、毎月1回定例的に開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行う。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年とする。

取締役会決議事項その他経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、役付取締役全員、社長が指定した取締役および常勤監査役ならびに必要に応じ各部門責任者を出席者とする「常務会」を毎月2回定例的に開催する。

また、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会により制定した危機管理規程により、社長を委員長とする危機管理委員会を置き、当社グループの役員および使用人が危機項目を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で、危機管理委員長へ報告を行うとともに、取締役会へ報告する。

危機が発生した場合、危機管理規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機管理委員長が危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行う。危機対策本部長は危機対策方針等の決定および対外交渉等を統括し、対策・改善策等を実施する。

危機管理委員会は、危険の定期的な洗出し、予知・予防、教育等の立案・実施および危機管理・危機対策の評価等を行い、危機管理委員会事務局は、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、内部監査部門は定期的にリスク管理状況を監査する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録および関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。また、情報管理については、情報管理規程など情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、取締役会ほか決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。

- ⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役または担当部門責任者がグループ各社の取締役または監査役に就任することとする。グループ各社の社長は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。
- グループ会社については、各社の経営計画の承認、決算の報告、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、「グローバル経営執行会議」を定期的に開催する。
- 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。
- また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- また、監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会・常務会などの重要会議への出席および経営者との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。また、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役または取締役会から報告を受けることとする。
- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・重要な情報開示事項
 - ・コンプライアンス相談窓口に通報された事実等

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2015年度までの中期経営計画「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」を発表し、「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、製品戦略：「革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合」、組織戦略：「グローバル組織の構築」をそれぞれ進め、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成23年6月24日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を当社株主に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始するというものであり、その概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主に公表します。なお、当社取締役会は、必要に応じて情報提供の期限を設定しますが、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

(ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にの

み開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただきとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、無償割当による新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を内容とする対抗措置を発動することができるものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した社外役員等によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本対応方針を廃止する

旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産	176,698	I. 流動負債	64,028
1. 現金及び預金	37,420	1. 支払手形及び買掛金	26,973
2. 受取手形及び売掛金	70,600	2. 短期借入金	11,479
3. 有価証券	2,472	3. リース債務	560
4. 商品及び製品	54,491	4. 未払費用	10,796
5. 仕掛品	329	5. 未払法人税等	3,192
6. 原材料及び貯蔵品	1,118	6. 未払消費税等	906
7. 繰延税金資産	4,835	7. 返品調整引当金	605
8. その他	8,024	8. 賞与引当金	2,295
9. 貸倒引当金	△2,593	9. 繰延税金負債	31
II. 固定資産	68,026	10. 資産除去債務	3
1. 有形固定資産	31,644	11. その他	7,185
(1) 建物及び構築物	11,135	II. 固定負債	42,618
(2) 機械装置及び運搬具	1,008	1. 社 債	16,000
(3) 工具、器具及び備品	5,542	2. 長期借入金	8,305
(4) 土地	10,048	3. リース債務	3,029
(5) リース資産	3,370	4. 退職給付引当金	8,405
(6) 建設仮勘定	539	5. 繰延税金負債	3,917
2. 無形固定資産	17,906	6. 資産除去債務	711
(1) のれん	4,964	7. その他	2,249
(2) その他	12,941	負債合計	106,646
3. 投資その他の資産	18,476	(純資産の部)	
(1) 投資有価証券	9,375	I. 株主資本	134,699
(2) 長期貸付金	399	1. 資本金	23,972
(3) 繰延税金資産	1,174	2. 資本剰余金	17,182
(4) その他	8,027	3. 利益剰余金	101,368
(5) 貸倒引当金	△500	4. 自己株式	△7,823
資産合計	244,725	II. その他の包括利益累計額	△4,812
		1. その他有価証券評価差額金	2,327
		2. 繰延ヘッジ損益	1,050
		3. 在外子会社資産再評価差額金	287
		4. 為替換算調整勘定	△8,476
		III. 少数株主持分	8,191
		純資産合計	138,078
		負債・純資産合計	244,725

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		260,198
II 売 上 原 価		146,408
返品調整引当金戻入額		580
返品調整引当金繰入額		533
売 上 総 利 益		113,838
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		95,174
営 業 利 益		18,663
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	435	
2. 受 取 配 当 金	208	
3. 負 の の れ ん 償 却 額	7	
4. 為 替 差 益	1,728	
5. そ の 他	384	2,763
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	682	
2. そ の 他	218	900
経 常 利 益		20,526
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	149	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	97	
3. 投 資 有 価 証 券 償 還 益	6	
4. 法 人 税 等 還 付 加 算 金	197	451
VII 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 売 却 損	19	
2. 固 定 資 産 除 却 損	45	
3. 投 資 有 価 証 券 売 却 損	8	
4. 投 資 有 価 証 券 償 還 損	6	
5. 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	74	
6. 減 損 損 失	21	174
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		20,803
法人税、住民税及び事業税	8,699	
法 人 税 等 調 整 額	△500	
法 人 税 等 還 付 税 額	△1,716	6,482
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		14,320
少 数 株 主 利 益		547
当 期 純 利 益		13,773

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	23,972	17,182	89,778	△7,821	123,111
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,275		△2,275
在外子会社資産再評価 差 額 金 取 崩			92		92
当 期 純 利 益			13,773		13,773
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	11,590	△2	11,588
当 期 末 残 高	23,972	17,182	101,368	△7,823	134,699

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	在外子会社資産 再評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,211	1,832	379	△18,583	△15,159	7,364	115,315
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					—		△2,275
在外子会社資産再評価 差 額 金 取 崩			△92		△92		—
当 期 純 利 益					—		13,773
自 己 株 式 の 取 得					—		△2
自 己 株 式 の 処 分					—		0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	1,115	△782	—	10,106	10,440	827	11,267
連結会計年度中の変動額合計	1,115	△782	△92	10,106	10,347	827	22,762
当 期 末 残 高	2,327	1,050	287	△8,476	△4,812	8,191	138,078

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産	32,864	I. 流動負債	13,322
1. 現金及び預金	15,461	1. 支払手形	147
2. 受取手形	145	2. 買掛金	2,592
3. 売掛金	5,783	3. 短期借入金	600
4. 有価証券	961	4. 1年内返済予定の長期借入金	2,080
5. 仕掛品	4	5. リース債務	241
6. 原材料及び貯蔵品	191	6. 未払金	1,431
7. 前払費用	180	7. 未払費用	2,552
8. 関係会社短期貸付金	5,764	8. 未払法人税等	124
9. 未収入金	3,815	9. 預り金	2,266
10. 繰延税金資産	456	10. 賞与引当金	630
11. その他	100	11. 設備関係支払手形	4
12. 貸倒引当金	△0	12. 資産除去債務	3
II. 固定資産	62,816	13. その他	648
1. 有形固定資産	17,350	II. 固定負債	28,726
(1) 建物	7,756	1. 社債	16,000
(2) 構築物	262	2. 長期借入金	6,090
(3) 機械装置及び運搬具	47	3. リース債務	374
(4) 工具、器具及び備品	257	4. 退職給付引当金	6,037
(5) 土地	8,082	5. 資産除去債務	158
(6) リース資産	480	6. デリバティブ債務	43
(7) 建設仮勘定	462	7. その他	22
2. 無形固定資産	1,392	負債合計	42,048
(1) 商標権	1	(純資産の部)	
(2) ソフトウェア	1,061	I. 株主資本	51,337
(3) リース資産	112	1. 資本金	23,972
(4) その他	216	2. 資本剰余金	6,000
3. 投資その他の資産	44,073	(1) 資本準備金	6,000
(1) 投資有価証券	7,379	(2) その他資本剰余金	0
(2) 関係会社株式	28,646	3. 利益剰余金	29,189
(3) 出資	27	(1) その他利益剰余金	29,189
(4) 関係会社出資金	4,029	別途積立金	8,000
(5) 従業員に対する長期貸付金	12	圧縮積立金	1,338
(6) 破産更生債権等	56	繰越利益剰余金	19,850
(7) 長期前払費用	43	4. 自己株式	△7,823
(8) 長期預金	2,000	II. 評価・換算差額等	2,294
(9) 敷金及び保証金	613	1. その他有価証券評価差額金	2,294
(10) 前払年金費用	914	純資産合計	53,632
(11) 繰延税金資産	498	負債・純資産合計	95,680
(12) その他	154		
(13) 投資損失引当金	△166		
(14) 貸倒引当金	△137		
資産合計	95,680		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		
1. 売上高	51,333	
2. 営業収益		
ロイヤルティ収入等	5,785	
その他の営業収入等	209	57,327
II 売上原価		27,356
返品調整引当金戻入額		423
返品調整引当金繰入額		117
売上総利益		30,277
III 販売費及び一般管理費用		23,692
IV 営業費用		4,851
営業利益		1,733
V 営業外収益		
1. 受取利息	80	
2. 受取配当金	4,027	
3. 受取賃貸料	53	
4. 為替差益	1,106	
5. その他の	156	5,426
VI 営業外費用		
1. 支払利息	58	
2. 社債利息	244	
3. 貸倒引当金繰入額	30	
4. その他の	50	383
経常利益		6,776
VII 特別利益		
1. 固定資産売却益	80	
2. 投資有価証券売却益	79	
3. 投資有価証券償還益	6	
4. 投資損失引当金戻入額	499	
5. 法人税等還付加算金	178	
6. 移転価格税制調整金	1,929	2,773
VIII 特別損失		
1. 固定資産売却損	19	
2. 固定資産除却損	30	
3. 投資有価証券売却損	3	
4. 投資有価証券償還損	6	
5. 子会社清算損	72	
6. 子会社債権放棄損	188	319
税引前当期純利益		9,230
法人税、住民税及び事業税	935	
法人税等還付税額	△1,232	
法人税等調整額	453	156
当期純利益		9,074

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	23,972	6,000	11,182	17,182	8,000	1,360	17,772	27,133	△7,821	60,466
事業年度中の変動額										
圧縮積立金の取崩				—		△22	22	—		—
剰 余 金 の 配 当				—			△2,275	△2,275		△2,275
当 期 純 利 益				—			9,074	9,074		9,074
自 己 株 式 の 取 得				—				—	△2	△2
自 己 株 式 の 処 分			0	0				—	0	0
会社分割による減少			△11,182	△11,182			△4,743	△4,743		△15,925
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				—				—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	△11,182	△11,182	—	△22	2,078	2,055	△2	△9,129
当 期 末 残 高	23,972	6,000	0	6,000	8,000	1,338	19,850	29,189	△7,823	51,337

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,243	154	1,397	61,864
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の取崩			—	—
剰 余 金 の 配 当			—	△2,275
当 期 純 利 益			—	9,074
自 己 株 式 の 取 得			—	△2
自 己 株 式 の 処 分			—	0
会社分割による減少			—	△15,925
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,051	△154	897	897
事業年度中の変動額合計	1,051	△154	897	△8,231
当 期 末 残 高	2,294	—	2,294	53,632

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	要 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 直 孝	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	要 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 直 孝	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5 月 16 日

株式会社アシックス 監査役会

常 勤 監 査 役 石 塚 達 信 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 田 中 秀 明 ㊟

社 外 監 査 役 三 原 秀 章 ㊟

社 外 監 査 役 宮 川 圭 治 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

第59期の期末配当につきましては、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき金12円	配当総額	2,275,074,048円
--------	-----------	------	----------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月24日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おやま もと い 尾山 基 (昭和26年2月2日)	昭和57年1月 当社入社 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統括部長 平成18年7月 当社常務取締役・海外担当兼マーケティング統括部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長CEO、現在に至る 重要な兼職の状況 世界スポーツ用品工業連盟会長	34,646株
2	さ の とし ゆき 佐野 俊之 (昭和29年8月16日)	昭和53年3月 当社入社 平成20年6月 当社取締役・管理統括部法務部長 平成22年4月 当社取締役執行役員・管理統括部長兼研究部門担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員・管理統括部長兼研究部門担当 平成25年4月 当社取締役常務執行役員 管掌：グローバル法務・コンプライアンス統括部、グローバル経理財務統括部、現在に至る	13,884株
3	ま つ お かず ひと 松尾 和人 (昭和26年12月10日)	昭和50年4月 ジェレンク株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成20年6月 当社取締役・東日本営業統括部長兼関東支社長 平成22年4月 当社取締役執行役員・国内営業本部副本部長兼東日本営業統括部長兼ナショナルチェーン営業統括部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員・アシックスジャパン本部長 管掌：アシックスジャパン本部 平成25年1月 当社取締役常務執行役員、現在に至る 重要な兼職の状況 アシックスジャパン株式会社代表取締役社長	17,565株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	はしもと こう すけ 橋本 幸亮 (昭和33年11月25日)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員・経営企画室長 平成23年6月 当社取締役執行役員・経営企画室長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員・経営企画室長兼グローバル管理統括部長 管掌：経営企画室、グローバル管理統括部、グローバルIT統括部、スポーツ工学研究所、現在に至る	2,900株
5	ひじ かた ま さ お 土方 政雄 (昭和27年11月10日)	昭和51年4月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成22年4月 当社執行役員・マーケティング統括部長 平成24年6月 当社取締役執行役員・アシックスジャパン本部副本部長兼マーケティング統括部長 平成25年1月 当社取締役執行役員、現在に至る 重要な兼職の状況 アシックスジャパン株式会社常務取締役	3,200株
6	かとう かつみ 加藤 克巳 (昭和33年12月29日)	昭和56年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員・グローバル事業室長 平成24年6月 当社取締役執行役員・グローバルセールス・マーケティング統括部長 管掌：グローバルセールス・マーケティング統括部、アジア・パシフィック統括室 平成25年1月 当社取締役執行役員・グローバルセールス・マーケティング統括部長 管掌：グローバルセールス・マーケティング統括部、グローバルプロダクトマーケティング統括室、グローバルSCM推進室、アジア・パシフィック統括室、現在に至る	17,100株
7	※ かとう い さ お 加藤 勲 (昭和38年2月25日)	平成元年2月 当社入社 平成21年1月 当社管理統括部経理部長 平成22年4月 当社管理統括部経理財務部長 平成23年4月 当社管理統括部副統括部長兼経理財務部長 平成24年4月 当社グローバル経理財務統括部長兼経理財務部長 平成25年4月 当社執行役員・グローバル経理財務統括部長兼経理財務部長、現在に至る	8,800株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	かじ わら けん じ 梶原健司 (昭和20年9月11日)	昭和43年4月 野村證券株式会社入社 昭和46年8月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成5年6月 同社取締役・社長室管掌 平成12年6月 同社常務執行役員・プロジェクト担当 平成16年5月 同社専務執行役員・東京営業本部長 平成17年2月 同社取締役兼執行役員副社長・グループ大阪代表兼国内営業本部・大阪本社担当 平成20年6月 同社常任顧問 平成22年6月 当社独立委員会委員(現任) 平成23年6月 当社取締役(社外)、現在に至る	900株
9	※ た な か かつ ろう 田中克郎 (昭和20年6月5日)	昭和45年4月 弁護士登録 平成2年10月 TMI総合法律事務所開設 代表パートナー(現任) 平成23年4月 東京大学大学院法学政治学研究所客員教授(現任) 平成24年6月 株式会社鹿児島銀行監査役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士(TMI総合法律事務所 代表パートナー) 東京大学大学院法学政治学研究所客員教授 株式会社鹿児島銀行監査役(社外)	-
10	※ みや かわ けい じ 宮川圭治 (昭和33年11月5日)	昭和57年4月 日本貿易振興会(現日本貿易振興機構)入会 昭和63年7月 バンカース・トラスト銀行(現ドイツ証券株式会社)入行 平成11年7月 ドイツ証券株式会社M&A部門統括責任者 平成18年10月 同社投資銀行部門副会長 平成21年9月 リンカーン・インターナショナル株式会社会長(現任) 平成24年6月 当社監査役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 リンカーン・インターナショナル株式会社会長	-

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 佐野俊之氏は、平成25年6月27日開催のアシックス商事株式会社の第59回定時株主総会において同社の社外取締役に就任する予定であります。当社は同社とスポーツシューズおよび靴用資材の取引関係があり、同社は第三者との間で当社の営業の部類に属する取引を行っております。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者 梶原健司氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会において企業財務面および企業経営面で適切な意見を述べており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

また、同氏と当社との間には、取締役報酬および当社買収防衛策に基づく独立委員会委員としての報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、社外取締役としての独立性についても問題はないと判断しております。

(2) 社外取締役に就任してからの年数

当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

(3) 責任限定契約

当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定であります。

(4) その他

東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行っております。同氏の再任が承認された場合、独立役員として、両取引所に届出を行う予定であります。

同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（92.9%）に出席しております。

5. 取締役候補者 田中克郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行することができることと判断する理由

国際的な弁護士としての専門的見地および企業法務に関する豊富な経験に基づく適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。また、同氏と当社との間には金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、社外取締役としての独立性についても問題はないと判断しております。

(2) 責任限定契約

同氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を予定しております。

(3) その他

同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行う予定であります。

当社は、同氏が所属するTMI総合法律事務所の他の弁護士に法律事務を委任しておりますが、同事務所の報酬における当社の支払報酬の割合は、前事業年度において1%未満であり、当社への経済的依存が生じるものではありません。また、同氏は、株式会社鹿兒島銀行の社外監査役を兼職しておりますが、同行と当社との間には特別の利害関係はありませんので、同氏の独立性には影響がないものと判断しております。

6. 取締役候補者 宮川圭治氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、社外取締役として企業財務面および企業経営面での指導をお願いできるものと判断いたしました。

また、同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、社外取締役としての独立性についても問題はないと判断しております。

(2) 責任限定契約

同氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で前記とほぼ同一内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(3) 社外監査役に就任してからの年数

同氏は、現在、当社の社外監査役であり、就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

(4) その他

東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、独立役員として、両取引所に届出を行う予定であります。

同氏は、リンカーン・インターナショナル株式会社の会長を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の利害関係はありませんので、同氏の独立性には影響がないものと判断しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 宮川圭治氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、同氏が選任された場合の任期は、当社定款第32条の定めにより平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ いなばみつひこ 稲葉光彦 (昭和28年7月8日)	昭和52年3月 株式会社ジティオ（現株式会社アシックス） 入社 平成19年4月 当社管理統括部西日本総務経理部長 平成20年4月 当社内部監査室長 平成22年4月 当社管理統括部副統括部長兼グローバル物流 推進室長 平成24年4月 当社グローバルアパレル・エクイップメント 統括部副統括部長 平成25年4月 当社グローバル管理統括部長付参事、現在に 至る	10,600株

(注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において、「年額4億5,000万円以内」としてご承認いただき、同報酬額の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた定額報酬（基本報酬・職務報酬）と業績に応じた業績連動報酬を決定することとし、現在に至っておりますが、今後も当社のグローバル経営を担う優秀な人財を確保することなどを目的として、現在の業績連動報酬を増加し、かつ、第5号議案のストックオプション報酬の導入を行うため、取締役の報酬額を「年額8億円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

また、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり可決されることを条件として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して将来報酬として後記の内容の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することをご承認いただきたいと存じます。

本議案は取締役（社外取締役を除く）に株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることで、中長期的な業績向上への貢献意欲や士気をより高め、企業価値の増大を図ることを目的としております。

本議案は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり可決されることを条件としており、ストックオプションとしての新株予約権は、同議案においてご提案しております取締役の年額報酬等の範囲内で付与されることとなります。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、新株予約権発行時期および各取締役（社外取締役を除く）への配分等については、当社における取締役（社外取締役を除く）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案するため、その決定を取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数には、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

（2）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に取締役に対して割り当てる新株予約権の総数の上限は、1,500個とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、当該払込金額は、同額の当社に

対する報酬債権と相殺するものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から3年を経過した日を始期とし、新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の日で取締役会が定める日を終期とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (8) その他新株予約権の内容
前記(1)から(7)までの細目およびその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本總會終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、前記(1)および(3)ないし(8)の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上

【インターネット等による議決権行使について】

1. インターネットによる議決権の行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承ください、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月20日（木曜日）午後5時40分までに行われるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといいたします。
- (5) インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといいたします。
- (6) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権の行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内にしたがい、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

◎パソコン

Windows®機種

なお、一部の高性能携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。また、携帯電話による議決権行使については対応しておりません。

◎ブラウザ

Microsoft® Internet Explorer 5.5以上

◎インターネット環境

プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

◎画面解像度

1024×768以上をご推奨いたします。

*MicrosoftおよびWindowsは、Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄、盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

(1)インターネットによる議決権の行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く）

(2)上記(1)以外のお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

<機関投資家の皆様へ>

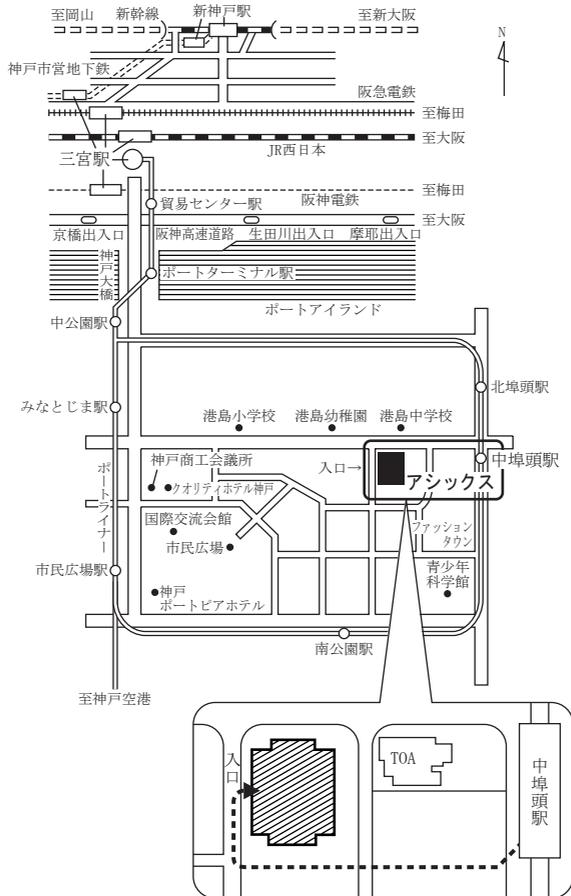
機関投資家の皆様につきましては、あらかじめお申込みをされた場合に限り、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

《メモ欄》

定時株主総会会場ご案内

会場：株式会社アシックス本社 1階会議室
 神戸市中央区港島中町7丁目1番1
 電話 (078) 303-2231



道順

- 新幹線「新神戸駅」から「三宮駅」まで神戸市営地下鉄で約5分。
 新交通ポートアイランド線（ポートライナー）「三宮駅」から北埠頭方面行で「中埠頭駅」まで約15分、「中埠頭駅」から徒歩約5分。
 （新交通ポートアイランド線は、北埠頭方面行と神戸空港方面行がありますのでご注意ください。）



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。